

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国保データベース（KDB）システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について（変更）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課： 健康部健康政策課、健康部健康づくり課、
健康部医療保険年金課、福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	国保データベース（KDB）システム（※1）への参加
担当課	健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課
目的	区が保有する特定健診・特定保健指導、医療、介護の各種データを総合的に活用し、区民の健康の保持・増進を図る。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 75歳未満の国民健康保険の新宿区の被保険者 2 東京都の後期高齢者医療の被保険者のうちの新宿区の被保険者 3 介護保険の新宿区の被保険者 <p>※・詳細は、資料 53-1 のとおり</p>
事業内容	<p>区では、平成 28 年度第 3 回本審議会承認内容に基づき、国保データベース（KDB）システム（以下「本システム」という。）（※1）に参加し、健康・医療・介護の各種データを個人、保険者、比較対象（全国・都道府県・区市町村、同規模の自治体）単位に突合・集計し、地域住民の健康課題の把握や優先すべき重点課題の抽出を行ってきた。</p> <p>この度、本システムを活用した統計分析結果を元にした「新宿区国民健康保険データヘルス計画・第三期新宿区特定健康診査等実施計画」に基づき、直接個人に対して保健指導や受診勧奨等のアプローチをすることで、生活習慣病重症化予防を促進し、より一層区民の健康の保持・増進を図ることとした。そのため、本システムを活用する目的は、統計分析に限っていたが、生活習慣病の重症化予防施策の対象者を抽出し、保健指導や受診勧奨等を行うことで、区民の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ることまで拡大する。（資料 53-2 のとおり）</p> <p>なお、生活習慣病の重症化予防施策の対象者の抽出にあたっては、新宿区に請求されたレセプト情報（診療報酬請求書等）のみ活用できる。そのため、他自治体に請求されたレセプト情報を新宿区が入手することはできないし、新宿区に請求されたレセプト情報を他自治体が入手することもできない。</p> <p>※1…国民健康保険、後期高齢者医療、特定健康診査、後期高齢者健康診査、介護保険のレセプト（診療報酬請求書等）を被保険者ごとに突合連携し、年齢層及び性別ごとの健康状態（健康診査の有所見者割合（生活習慣病発症リスクが高い者の割合）の状況）、健康診査受診状況、疾病構成、疾病と要介護状態との関連性などを分析し、併せて全国、都道府県、区市町村、同規模自治体との比較数値を算出することによって、地域住民の健康課題を把握可能とするシステムであり、全ての国保連により構成される公益社団法人国民健康保険中央会が、開発、運用しているものをいう。本システムの全体像については、資料 53-3 のとおり。</p> <p>対象者は資料 53-1 のとおり</p>

件名 国保データベース (KDB) システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について (変更)

※太字ゴシック (下線) が平成 28 年度第 3 回本審議会承認内容からの変更内容

保有元		利用先	
保有課	健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課、高齢者医療担当課	利用課	健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課
登録業務の名称	1 特定健診・特定保健指導／健康診査(成人健康診査)(健康づくり課) 2 国民健康保険(医療保険年金課) 3 現物給付審査支払委託業務(介護保険課) 4 後期高齢者医療制度(高齢者医療担当課)	登録業務の名称	1 国保データベースシステムを活用した健康増進計画策定のための統計分析(健康政策課) 2 国保データベースシステムを活用した健康づくりに関する統計分析、国保データベースシステムを活用した国民健康保険に関する統計分析(健康づくり課) 3 国保データベースシステムを活用した「糖尿病性腎症等重症化予防事業」実施に伴う保健指導業務(健康づくり課) 4 国保データベースシステムを活用した国民健康保険に関する統計分析(医療保険年金課) 5 国保データベースシステムを活用した「生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び多受診(重複受診、頻回受診、重複服薬)者指導」業務(医療保険年金課) 6 国保データベースシステムを活用した介護保険事業計画策定のための統計分析(介護保険課)
登録業務の目的	1 ①生活習慣病の発症や重症化を予防する。 ②循環器系疾患及び肝疾患等を早期に発見し、生活指導及び適切な治療を行い、重症化を予防する。 2 国民健康保健事業の運営 3 現物給付の審査支払を委託する。 4 後期高齢者医療制度の運営	登録業務の目的	1 健康増進計画策定のための統計分析(健康増進施策の効率的かつ効果的な推進を図る。) 2 健康づくりに関する統計分析(健康づくり施策の効率的かつ効果的な推進を図る。)、国民健康保険に関する統計分析(国民健康保険施策の効率的かつ効果的な推進を図る。) 3 生活習慣病の重症化予防施策として「糖尿病性腎症等重症化予防」の対象者を抽出し、国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図る。 4 国民健康保険に関する統計分析(医療費の適正化、データヘルス計画の策定に活用する。) 5 生活習慣病の重症化予防施策として「生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び多受診指導」の対象者を抽出し、国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図る。

			6 介護保険事業計画策定のための統計分析(要介護認定者等の有病状況等を把握・分析することで、介護保険事業に係る保険給付の円滑な運営を図る。)
登録業務に係る個人情報記録媒体	電磁的媒体 1 特定健診等データ管理システム 2 国保総合システム 3 介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システム 4 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム	登録業務に係る個人情報記録媒体	電磁的媒体 本システム
目的外利用を行う理由	本システムは、東京都国保連が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)から「統計情報」、「分析情報」を作成して保険者(新宿区)に提供するものである。また、本システムは、実態に即した形で地域の全体像をつかむため、各種給付情報を結び付け分析するものである。 さらに、分析結果を元に、直接個人に対して保健指導や受診勧奨等のアプローチをすることで、生活習慣病重症化予防を促進し、より一層区民の健康の保持・増進を図るものである。 区は、上述の「登録業務の目的」で記載した目的のために本システムに参加し、個人情報の目的外利用を行う。		
目的外利用を行う情報項目	資料 53-4 のとおり ※各課において目的外利用を行う情報は、資料 53-5 のとおり		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体 <u>(上記「登録業務に係る個人情報の記録媒体」に掲げるシステム)</u>		
目的外利用の時期・期間	<u>平成 31 年 2 月 1 日から (次年度以降も同様の目的外利用を行う)</u>		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		